

Travel仙台 選べるトク旅キャンペーンに関するQ&A

令和4年10月11日現在

No.	カテゴリ	質問・意見等	回答
1	総論	事業スキームにある「事務局」「事業者」はそれぞれどのような役割か。	事務局…仙台市から委託を受け、割引相当分に係る申請や請求の受付、割引相当分の支払等について宿泊施設との対応を行います。 事業者①…一般のお客様からの問い合わせ対応(コールセンター機能)と、各宿泊施設からの実績報告受付及び報告内容の確認を行います。 事業者②…本キャンペーンのプロモーション(広告)業務および特設サイトの開設、運営を行います。 事業者③…アンケートの集計および抽選、当選者への景品発送を行います。
2	総論	事業者①は、交付の審査も行うのか。	各宿泊施設からの実績報告を確認した事業者①からの報告を受け、事務局が交付申請の内容の審査を行います。
3	総論	事業者①への実績報告を行う際、宿泊台帳など宿泊者の個人情報提出しなければならないか？	宿泊台帳の提出は必要ありませんが、宿泊実績確認書は郵送で提出していただく予定です。
4	総論	事務局及び事業者は、仙台市が選定するのか？	本市が選定します。
5	総論	割引相当分の上限以上の予約が入ってしまったら、ホテルの負担になるのか？	割引相当分上限額以上のお支払いはできませんので、宿泊事業者側で負担していただくことになります。割引相当分上限額と残額については「仙台トク旅宿泊予約管理システム」の入力を都度行い、各宿泊施設で適切に管理していただきますよう、お願いいたします。
6	総論	定員について、ホテルはベッド数だが和室は畳なのでいくらでも追加できるのではないか？	旅館業法に定める定員(収容人数)は、1人3.3㎡(簡易宿所営業に係る客室のうち階層式寝台を有するものは1.6㎡)以上と定められていますので、客室面積を3.3㎡(または1.6㎡)で除した数が定員(収容人数)となります。
7	総論	造成したプランの販路は自由とのことだが、割引相当分上限額の管理はどの様にするのか？	割引相当分上限額の残額管理は、宿泊施設ごとに管理していただきます(割引相当分上限額をオーバーした場合は、その施設でご負担いただくことになります)。 割引相当分上限額の管理にあたっては、「仙台トク旅宿泊予約管理システム」に予約受付時から宿泊済みまで都度ご入力いただき、残額管理や利用状況の把握を行ってください。
8	総論	同グループの複数ホテルでキャンペーンに参加しているのだが、そのうち1つのホテルが好調で割引相当分上限額に達してしまった場合、グループ内で余剰のある他ホテルの割引相当分金額を充当することは可能か。	可能です。 その場合は、それぞれのホテルから「様式第4号・変更承認申請書」を提出し、割引相当分上限額の変更を行ってください。
8	総論	宿泊者の居住地はどのように確認するのか。	お客様の居住地は、チェックインまたはチェックアウト時に身分証明書により確認ください(未就学児除く全員)。
9	総論	身分証明書とは、何を指すのか。	マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳等、原則として氏名及び住所、顔写真が確認できる書類を指します。いずれもお持ちでない場合は、健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証や学生証等でも構いません。
10	総論	旅券(パスポート)や保険証などは住所欄に手書きする形式だが、それでも住所確認書類として使用できるのか。	旅券(パスポート)や各保険証など、住所欄が手書きの身分証明書であっても、住所記入欄(所持人記入欄)に住所が記載されており、確認できる場合は可とします。ただし、住所欄未記入のものや、令和2年2月4日以降に申請して交付された旅券(所持人記入欄そのものがない、いわゆる2020年旅券)は、住所確認書類としての使用は不可とします。 旅券や保険証など、住所記入欄が手書きを前提としたものについては、手書きで住所変更されている場合も可とします。
11	総論	現在は対象地域在住だが、住民票を移していない等、身分証明証の住所が対象地域以外となっているお客様はどのように扱うか。	身分証明証による確認が原則ですが、そのような場合に限り、電気やガス、水道料金などの公共料金領収書で確認することも可とします。その場合、①発行日が3か月以内であること、②住所・氏名が記載されていることが条件となります。 その場合、同居家族の方は誓約書での対応になります。
12	総論	身分証明書を忘れた場合や、持っていない場合にはどうすればよいか？	忘れた場合には、後日コピー等郵送してもらうことを原則としますが、やむを得ない場合には誓約書にサインをもらうようお願いいたします。
14	総論	誓約書は各施設で保管するのか、それとも実績報告と一緒に提出するのか。	提出の必要はありません。各宿泊施設で、事業終了後に割引相当分金額が確定するまで保管していただきますようお願いいたします。
14	総論	5名グループで宿泊のお客様のうち、2名が対象地域在住ではないことが分かった。この場合、キャンペーンによる割引は3名のみになるのか。	その通りです。 5名まとめでの精算など、宿泊実績確認書や添付する領収書ではそのことがわかりにくい場合は、備考欄にその旨ご記載ください。

No.	カテゴリ	質問・意見等	回答
16	プラン	プランによって割引額を変えてもいいか。 (例)Aプラン1,000円引き、Bプラン2,000円引き、Cプラン5,000円引き	可能です。割引額が変わる場合は、それぞれ別プランとして「様式第2号・事業計画書」を記載して申請してください。
17	プラン	割引額10,000円を上限とするプランを造成して、宿泊施設の任意で宿泊客ごとに割引額を変えてもいいか。	不可です。上記のとおり、割引額や内容ごとにプランを造成のうえ「様式第2号・事業計画書」に記載して申請してください。
18	プラン	繁忙期と閑散期で料金を変えているが、造成するプラン料金は一律にする必要があるのか？	その必要はありません。各宿泊施設の実情に合わせて造成してください。
19	プラン	造成したプランは、一斉に販売開始となるのか？閑散期まで開始を遅らせることも可能か？	キャンペーン期間内であれば、販売期間については、各宿泊施設に自由に設定いただいて構いません。
20	プラン	プランの販売状況に応じて、追加でプランを造成することなどは可能か？	可能です。追加や変更の都度、事務局へ「様式第2号・事業計画書」をご提出ください。
21	プラン	日帰りのプランを造成することは可能か？	本キャンペーンは宿泊を伴うプランの活用実績に応じて助成するもので、日帰り旅行は対象外です。
22	プラン	プラン造成にあたり、プラン名には決まったキーワードを入れる必要はあるか？	最初に【仙台トク旅】というキーワードをプラン名に入れていただきます。
23	プラン	割引後の実質負担額が1,000円以上となるように設定することとされているが、この1,000円以上は税込みか税別か？	税込みで1,000円以上としてください。
24	プラン	プランは期間限定(〇月限定、〇~〇月限定等)でも良いのか？	キャンペーン期間内であれば、各宿泊施設の実情に合わせて自由に設定してもらって構いません。
25	プラン	同プランで、曜日によって割引金額を変更することは可能か？例えば土日のみ割引金額を少なくするなど。	閑散期対策を目的としたプランの造成も可能です。その場合、割引額が変わる場合には別プランとして申請してください。
26	プラン	1泊10,000円設定の宿は、1名0円(実質無料)というプランにしても良いのか？	不可です。実質負担額が1人1泊最低税込み1,000円となるよう設定してください。
27	プラン	「市内限定の金券」に、るーぶるや地下鉄の一日乗車券は含まれるか？ 含まれる場合、それらを含んだプランを造成した場合の助成金の支払い方はどうなるのか？実際に割引いた額か、それとも乗車券を引いた金額か。	含まれます。プラン造成例の通り、割引の合計額(最大10,000円)を助成します。
28	プラン	プラン造成にあたっては、必ずOTA等の旅行代理店を通さなければならないのか？	そのような条件はありません。各宿泊施設の事情に応じてプランを造成してください。
29	プラン	金券付プラン等への適用は不可とのことだが、各OTAで発行しているポイント付のプランや、各OTAや自施設にて発行するクーポン等との併用は可能か。	支払いにポイントを使用することについては差し支えありません。 ポイント付与については、本キャンペーンとは関係なく、通常付与しているポイントを付与することは妨げませんが、ポイント分を割引額に含めることはできません。 また、本キャンペーン用として特別にポイントアッププラン等を企画・造成することはできません。
30	割引額	10,000円割引×100人分=1,000,000円の割引相当分上限額が割り当てられたが、もし2,000円割引のプランのみを造成した場合、割引相当分上限額は2,000円×100人分=200,000円となるのか？	1,000,000円の割引相当分上限額については変更ありませんので、2,000円割引のプランのみとした場合は、500人分(=1,000,000円÷2,000円)ということになります。
31	割引額	連泊でも最大10,000円引きとのことだが、もし同一人物が1泊ずつ予約をいれた場合はどうなるか？	できるだけ多くの方に使っていただくため、1泊ずつの予約であっても、実態が連泊であれば、その期間中の割引合計は最大10,000円となります。
32	割引額	1泊10,000円引という考え方だが、3名1室の場合、1室10,000円という考え方か？それとも各々について10,000円割引引かれるという考え方で良いか？	1人あたり1泊10,000円の割引ですので、この場合は1室3名利用で合計30,000円の割引となります。
33	割引額	1室3~5名で50,000円という料金設定の場合、最大人数分の割引設定でOTAサイトで販売設定をし、予約は3名で成立した場合、助成は3名でカウントされるか。それとも5名でカウントされるか。	3名でカウントされることとなります。1部屋に対する料金設定であっても、助成額は実際に宿泊した人数で計算します。
34	割引額	連泊1ヶ月のお客様の場合、1泊あたり1,000円の割引とすれば、10泊まで割引とし、そのあとは通常料金と考えるべきか？	その通りです。割引は最大10,000円ですので、その後は通常料金となります。
35	割引額	宿泊料金がかからない乳幼児は、割引相当分の交付対象になるか？	実質負担額1人1泊税込み1,000円以上という条件を満たしていないため、対象外です。
36	併用	他キャンペーン等との併用は可能か。	本キャンペーン実施時における他キャンペーンの実施状況、条件を踏まえ周知いたします。なお、他キャンペーンの併用が不可となった場合でも、既にお客様が所持しているクーポン券やポイント、金券はお客様の資産であると考えられますので、それらを使用して実際の支払額が0円となったとしても、お客様の実質負担額は変わりませんので、「実質負担額1人1泊税込み1,000円以上」の条件には抵触しません。
37	併用		【令和4年10月3日追加】 令和4年10月11日チェックイン分から、「全国旅行支援」との併用を可とします(東北6県と北海道にお住まいの方以外は10月11日から予約・販売が可能となります)。トク旅プランの割引を適用した後の金額に対して「全国旅行支援」を適用する形となります。 ※併用にあたっては、「全国旅行支援」の適用の条件を満たす必要がありますので、ご確認の上ご対応ください。

No.	カテゴリ	質問・意見等	回答
38	併用	10月11日から開始とのことだが、それ以前に予約したものは全国旅行支援の対象になるのか。	10月11日以降の予約が対象ですので、原則として対象となりません。ただし、トク旅のプランが全国旅行支援の支援対象となる条件を満たす旅行商品であれば、施設の判断において、それ以前の予約であっても対象とすることは可能です。 ただし、東北6県と北海道にお住まいの方以外については、トク旅の予約開始が10月11日からですので、それ以前の予約はできません。
39	併用	全国旅行支援と併用する場合、併用プランを作成してあらたに様式2号「事業計画書」を提出する必要があるか	併用プランについて作成・提出は不要ですが、すでに提出済みの様式第2号「事業計画書」からトク旅の割引額を変更して販売する場合は、併用の有無にかかわらず新たに販売するトク旅のプランを記載の上ご提出ください。すでに提出済みのプランと割引額が変わらない場合は、あらたな様式第2号「事業計画書」の作成・提出は不要です。
40	併用	全国旅行支援と併用した場合、宿泊実績確認書の記載方法に変更はあるか	宿泊実績確認書の「出力内容」に「全国旅行支援との併用」欄を作成しましたので、併用した際は「あり」と記載したうえで、備考欄に全国旅行支援で割り引いた金額を記載するようお願いいたします。 例) トク旅適用後の宿泊金額:5,000円×40%=2,000円→「2,000円」と備考欄に記入して、領収書を添付して提出してください。
41	併用	全国旅行支援と併用した場合、トク旅宿泊予約管理システムに入力する「宿泊者支払額」「仙台市補助金」「本来の宿泊合計金額」はどのように入力すればよいか。	全国旅行支援を併用しなかった場合と同じように入力してください。 「(A)宿泊者支払額」…トク旅のみ適用した金額 「(B)仙台市補助金」…トク旅の割引金額 「本来の宿泊合計金額」…(A)+(B) そのうえで、報告の際は下記対応をお願いします。 ・全国旅行支援併用後の領収書を宿泊実績確認書に添付する ・宿泊実績確認書の「全国旅行支援併用有無」欄に「あり」と記載する ・宿泊実績確認書の備考欄に「全国旅行支援割引額〇〇円」と記載する
42	HP・周知	予約の流れについて。特設HPには各宿泊施設を掲載するのか、それともプラン自体を掲載するのか？	各宿泊施設の施設情報とプラン予約が可能なサイトへの誘導又は電話での予約の欄を作成します。プラン自体の掲載は行いません。
43	HP・周知	リンクのOTAは複数あるが構わないか？	特設HPでは、1施設につき設定できるリンク先は1つです。ご了承ください。
44	HP・周知	割引額2,000円など少なく設定した場合、仙台市が「10,000円/人」と周知してしまうとお客様に不信感を持たれないか心配。	「最大」10,000円の割引であり、1,000円単位でも割引可能となっている旨を特設HP等にて適切に周知して参ります。
45	HP・周知	割引相当分上限額に達した場合、特設HPの掲載内容はどのようになるか。	まずコールセンターへご一報ください。可能な限り迅速に削除しますが、リアルタイム反映はシステム上難しいので、割引相当分上限額に達する可能性が出てきた段階でまずご連絡いただくと助かります。
46	予約・宿泊	キャンセルに対する保証等、取消規定はどうなるのか？	本キャンペーンは、各宿泊施設で造成していただいたプランの活用実績に応じて助成するものとなりますので、キャンセル等の取り扱いについては、各宿泊施設の規定にお任せしたいと考えております。
47	予約・宿泊	教育旅行はキャンペーン対象となるか。	部活動や修学旅行など、教育旅行も対象とします。
48	予約・宿泊	教育旅行が対象となる場合、税金で宿泊する学校の先生はどうなるか？	職業や目的など、宿泊者の属性による特段の制限は設けない予定です。
49	予約・宿泊	キャンペーンを一時停止する場合や、対象地域を狭めることになった場合、予約キャンセル料の取扱いはどのようにするのか？	キャンセル料の取り扱いについては、特段定める予定はございませんが、実際にそのような制限をした場合には、改めて検討し通知いたします。
50	予約・宿泊	宿泊実績確認書について、当ホテルは無人運営のため、自署は難しいのだが、どのようにしたら良いか。	宿泊施設に合わせた確認方法を設定したいと思いますので、個別にご相談ください。
51	予約・宿泊	令和4年10月11日より対象地域が全国となるが、身分証明書での居住地確認は必要なのか。	以下の理由により、身分証明書の確認は必要となります。 ・「日本国内に居住していること」の確認が必要であるため ・ワクチン接種証明および陰性証明が宿泊者および同行者本人のものであることを確認するため ・居住地ごとに異なるワクチン接種回数の確認を行うため（県内居住の方：2回以上・県外居住の方：3回以上）
52	報告・精算	中間時にも報告・請求を求めるとのことだが、今回のキャンペーンは最低2回報告、請求を要するということか。	その通りです。 なお、中間時も含め、報告を行う際は宿泊予約管理システムの登録内容と照合を行いますので、請求対象となる割引を行った時点で入力をもれなく行っていただきますよう、ご注意ください。
53	報告・精算	実績報告書や請求書も申請書同様に運営会社の代表者印が必要か。その場合、本社が遠方で代表者印を押印するのに時間を要し、迅速な実績報告・請求ができないのだが、どうしたらよいか。	交付申請書には代表者印を押印いただきましたが、請求時に提出いただく実績報告書および請求書については運営会社の代表者印は不要です。また、ご質問のように本社が遠方にあり各書類の発行に時間を要する場合には、事前に委任状をご提出いただくことで、ホテルの代表者名等で請求書の提出が可能です。 なお、委任状自体には交付申請書と同じく運営会社の代表者印が必要です。

No.	カテゴリ	質問・意見等	回答
54	報告・精算	OTA経由での宿泊は、事前精算のため現地で支払いが発生しないのだが、その場合の報告・精算はどのように行うのか？	実績報告は各施設単位になりますので、OTAを経由しない場合と同様です。宿泊実績確認書に添付する領収書は、OTAから発行される書類等で代替可能な場合があります。個別にご相談ください。
55	報告・精算	定価15,000円の商品を10,000円割引とした場合、領収書は15,000円か5,000円か？	実際に支払った金額で領収書は作成されるのが一般的と理解していますので、この場合は5,000円です。
56	報告・精算	定価15,000円の商品を10,000円割引とした場合、ホテル側からするとお客様から5,000円いただき、後日仙台市から割引相当額として10,000円入金されるということか。	その通りです。
57	報告・精算	宿泊実績確認書に貼付する領収書は宿泊施設用、お客様用で常に2枚用意する必要はあるということか？	宿泊実績確認書に貼付していただく領収書は、宿泊施設用で保管する「控え」の写しで結構ですので、別途用意していただく必要はありません。
58	報告・精算	事業終了後の実績報告・請求はどのような形でいつまでに行えばよいのか。	「(様式第7号)事業実績報告書」と、宿泊実績確認書(いずれも原本)を提出してください。併せて、「仙台トク旅キャンペーン宿泊予約管理システム」上でステータスが「予約状態」のままになっているものが残っていないか確認してください。 提出された事業実績報告書・宿泊実績確認書と、システムのステータスを照合することで実績確認を行い、「(様式第8号)確定通知書」により割引相当分の金額を確定します。その後、「(様式第9号)交付請求書」をご提出いただき、請求書に基づき割引相当分の金額をお支払いします。(「(様式第9号)交付請求書」は実績報告書・宿泊実績確認書と一緒に提出いただいても問題ございません。)
59	報告・精算	事業終了後の精算・一括支払いだと経営的に厳しい。何か対策はあるか。	基本的にはキャンペーン期間の中間時および事業終了後の実績報告に基づきお支払いすることとしていますが、各宿泊施設の事情により各月締めのお支払いも可能です。
60	報告・精算	毎月または数か月単位に分けて実績報告・請求を行う場合、どのような形でいつまでに行えばよいのか。	「(様式第10号)中間実績報告書」と「(様式第11号)概算請求書」、請求対象分の宿泊実績確認書(いずれも原本)を提出してください。併せて、「仙台トク旅宿泊予約管理システム」上で請求対象分のステータスが「宿泊済み」になっているか確認してください。 提出された中間実績報告書と概算請求書、宿泊実績確認書と、システムのステータスを照合することで実績確認を行い、確認がとれた施設から順に割引相当分の金額をお支払いします。 報告及び請求は各月末日チェックアウト分で締め、翌月の10日(10日が土日・祝日の場合は直前の平日)までに書類一式をご提出ください。支払い作業は可能な限り迅速に行う予定ですが、書類確認等に時間を要しますので、1ヶ月程度はかかるとお考え下さい。支払日は決まっておりません。準備でき次第お支払いします。
61	報告・精算	毎月または数か月単位での実績報告・請求を行う場合について、書類提出が10日までに間に合わない場合はどうするのか。	10日(10日が土日・祝日の場合は直前の平日)以降でも提出は可能ですが、届いた順番に実績確認を行い、確認の済んだ宿泊施設から支払い処理を行いますので、お支払いがその分遅れることとなります。予めご了承ください。
62	報告・精算	請求書・宿泊実績確認書の送り先はどこか？	仙台市トク旅キャンペーン事務局宛へ郵送願います。
63	報告・精算	請求書・宿泊実績確認書を郵送する場合は、配達証明などが必要か？	強制ではありませんが、トラブル等を避けるためにも配達証明等、追跡ができる形で送っていただくと安心かと思えます。また、提出される前に、それぞれの確認書のコピーをとっていただくことをお勧めします。
64	報告・精算	宿泊実績確認書に添付する領収証の名前を宿泊者ご本人様以外の別人の名前を記入しても良いか？	領収書については、会社名等、宿泊者ご本人様以外の別人の名前を記入する場合がありますが承知しております。ただし、その場合でも宿泊した事実を確認するために、領収書には宿泊日や金額等、宿泊したことを示す内容の記載をお願いします。
65	報告・精算	割引相当分の金額が振り込まれる際の、振込人名義はどうか。	振込人名義は『センダイシトクタビキャンペーンジムキョク』で振り込まれます。
66	アンケート	今回からアンケートが始まるとのことだが、宿泊施設側で対応することはなにか	キャンペーン開始までに、WEBアンケートの回答方法を記載したチラシを宿泊施設へ送付しますので、キャンペーン利用者1名につき1枚、チェックイン時等にお渡しください。宿泊施設においてアンケート回答の回収などは発生しません。
67	アンケート	宿泊施設に送付されるアンケートチラシの枚数はどのように決まるのか。また、アンケートチラシは1人に1枚渡すとのことだが、交付上限額が残っている段階で宿泊施設に送られてきた分の枚数を配布し終わったらどうするのか。	割引相当分の交付上限額を勘案した枚数をお送りしますが、不足しそうな場合は事務局へご連絡ください。

No.	カテゴリ	質問・意見等	回答
68	ワクチン接種証明・陰性証明の確認	キャンペーンの利用にワクチン接種証明もしくは陰性証明の確認が必要とあるが、方法・内容はどのようなものか	<p>下記のとおりご確認願います。</p> <p>①ワクチン接種証明 「予防接種済票」「接種記録書」「接種証明書」等の書類にて、ワクチンを所定の回数以上（宮城県内居住者：2回・宮城県外居住者：3回）接種していることを確認してください。なお、上記の写し（スマートフォン等で撮影したものを画面で表示するものを含む）やワクチン接種証明書アプリでの確認も可とします。</p> <p>②陰性証明（PCR検査等の検査結果が陰性であること） 検査所・事業所が発行した「検査結果通知書」で、確認日の3日前以降のPCR検査や抗原定量検査の結果が陰性であることを確認してください。（抗原定性検査の場合は前日または当日）</p> <p>※いずれも、同居する親等の監護者が同伴することを条件に12歳未満の検査証明書の提示は不要です。</p>